



R5. 4. 10 瓦葺中学校 保健室

入学・進級おめでとうございます！ 新しい1年が始まります。新しい環境、新しい人間関係は、自分が感じる以上に心も体も疲れるものです。翌日まで疲れを引きずらないように、無理をせず、休む時間をしっかりと取りましょう。



養護教諭の _____ です。瓦葺中は2年目です。
瓦葺中生全員が充実した1年を過ごせるよう、保健室から心と身体の健康づくりをサポートします。1年間よろしく
お願いします。

保健室はルールを守って利用しましょう

<p>必ず、先生に伝えてから利用しましょう。</p>	<p>けがの手当てや、体調不良時の一時的な休養に。</p>	<p>入室時に名前と状況をしっかり伝えましょう。</p>
<p>休んでいる人がいます。静かに利用しましょう。</p>	<p>当日以降の手当ては、家庭で行ってください。</p>	<p>薬や湿布は渡せません。必要な人は持ってきてね。</p>
<p>身体測定は、昼休みや放課後にしましょう。</p>	<p>心や体の健康について知りたいとき、悩みを抱えているときにも利用してください。</p>	

健康的な生活を送るために「毎日の持ち物」

ハンカチ・ティッシュ	水筒	歯ブラシ・コップ	※ マスク・マスクケース	※ 健康観察カード
<p>清潔なものを持ちましょう。他の人とハンカチを共有することはやめましょう。</p>	<p>中身は水、茶、スポーツドリンクです。十分な量を用意しましょう。</p>	<p>昼休みに時間を見つけて、歯みがきをしましょう。水道からの直接飲みはできません。</p>	<p>必要な人は、マスクを用意しましょう。予備のマスクも入れておくとう良いでしょう。</p>	<p>さくら連絡網への健康チェック登録ができない人は、カードに記入して持ってきてください。</p>



登校前の健康観察を続けてください

登校する前にご家庭で健康観察（検温・症状等の確認）を行い、さくら連絡網の健康チェックに登録をしてください。登録ができない場合は、学校から配布する健康観察カードに記入して、提出してください。

生徒本人や同居家族に発熱や体調不良がある場合には、登校せずに自宅で休養してください（「欠席扱い」にはなりません）。



マスクの着用について

令和5年4月より、児童生徒および教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、給食の配膳時など、マスクの着用が必要な場面もあります。

また、健康上の理由など、さまざまな理由から「マスクを着用できない人」や「マスクを外せない人」がいます。マスクの着脱は、強要するものではありません。一人一人の意思や考えを尊重し、思いやりのある行動をすることが大切です。



【4月号は裏面があります⇒】

4月の保健目標 自分の健康状態を知ろう



健康診断は、自分の体や健康状態を知るための良い機会です。この機会に、健康への関心を深めてもらいたいと思います。結果のお知らせをもらった人は、そのままにせずかかりつけ医を受診してください。

月	日（曜日）	内容	対象者
4月	13日（木）	発育測定・脊柱 視力・聴力 ※	2年生・3年生 ※聴力検査は、3年生のみ
	14日（金）	発育測定・脊柱 視力・聴力	1年生
	18日（火）	内科検診	2年生
	20日（木）	心臓検診	1年生
	26日（水）・27日（木）	尿検査 一次	全学年
5月	1日（月）	心臓検診 予備日	上尾市役所にて 10:05～ ※保護者引率になります。
	16日（火）	内科検診	3年生
	17日（水）	尿検査 二次	要再検査・一次未提出者
6・7月の予定 歯科健康診断（全学年）、内科検診（1年生）、色覚検査（1年生希望者） 貧血検査（2年生希望者）			



学校医の先生方を紹介します

1年間、健康診断や環境衛生の検査など、様々な場面でお世話になります。

内科

内科

歯科

眼科

耳鼻科

薬剤師



保護者の皆様へ ～保健関係のお知らせ～

①【年度当初の保健関係書類について】

保健連絡ファイルにいて、4月10日（月）に配布しています。お忙しい中ですが、ご記入のうえ4月12日（水）までに学級担任へ提出してください。

②【健康診断実施日に欠席した場合について】

他学年の日程がある場合には、その際に一緒に受診をします。日程が終了している場合には、今年度、学校での受診はできません。気になる症状があれば、かかりつけ医を受診してください。

なお、心臓検診（1年生）および貧血検査（2年生希望者）については、市内統一の予備日が設定されています。検診会場は上尾市役所です。保護者引率で受診していただきます。該当する場合には、別途詳細をお知らせします。

③【健康診断結果のお知らせについて】

各健康診断により、異常の疑いがある場合にはお知らせを配布します。できるだけ早めに、かかりつけの専門医を受診してください。

なお、学校の健康診断は、短時間で異常の疑いの有無を見分ける「スクリーニング検査」と呼ばれるものです。専門医でしっかり診てもらう必要がありますが、「異常なし」と診断されることもあります。

④【学校の管理下における災害の医療費について】

学校管理下での活動中に起こったけがや特定の疾病について医療機関を受診した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象となり医療費の給付が受けられます。初診から治癒までの医療費総額（医療保険での10割）が5,000円（自己負担総額1,500円）以上となる場合が対象です。掛金は、上尾市教育委員会が負担しています。

申請に必要な書類は保健室にあります。学校管理下の災害で医療機関を受診した場合には、保健室までお知らせください。

お子様の心身の健康面について心配なこと等がありましたら、養護教諭までご連絡ください。1年間よろしくお祈りします。

